

東近江地域環境保全研修会

工場立入調査結果と指導等の事例紹介

令和8年2月 滋賀県東近江環境事務所

目次

1. 工場・事業場立入調査の目的
2. 工場・事業場立入調査の内容
3. 令和7年度の実施結果概要
4. 令和7年度の指導事項等内訳
5. 指導事項等の事例紹介
(法令概要、指導・助言事項)
6. 推奨事項の事例紹介

1. 工場・事業場立入調査の目的

目的・期待する効果

◆ 法令遵守状況の確認

◆ 自主的な環境リスク等の管理の促進

環境汚染事故の未然防止

指導: 法令遵守が未達成 → 要改善

助言: 自主的な環境マネジメント促進に向けて有用と考えられる取組等

推奨: 水平展開・他社への共有を期待

< 選定基準 >

- ・基準不適合
- ・有害物質の使用
- ・環境汚染事故
- ・浸水リスク
- ・新規の事業場

2. 工場・事業場立入調査の内容

◆主な対象法令

水質汚濁防止法、大気汚染防止法、滋賀県公害防止条例、
ダイオキシン類特措法、廃棄物処理法、PRTR法、フロン排出抑制法、
管理者法、滋賀県CO2ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例 等

◆法令に基づく届出状況の確認(水濁法、大防法、公害防止条例関係)

届出内容と現状の確認、施設の設置基数の確認

◆排水や排ガスの処理状況の確認(水濁法、大防法、公害防止条例関係)

排出水、排ガス等に係る自主検査結果

2. 工場・事業場立入調査の内容

◆**廃棄物の保管・処分・処理委託状況の確認** (廃掃法関係)

◆**第一種特定製品の管理状況の確認** (フロン法関係)

簡易点検・定期点検の実施状況

◆**環境汚染事故への備え等の確認**

薬品・油類等の管理状況、環境管理体制の構築、
環境事故の想定・訓練の実施 等

◆**環境保全に資する取組**

CO₂削減、用水削減、廃棄物削減、化学物質の排出抑制 等

3. 令和7年度の実施結果概要

◆実施件数:27事業場

◆指導事項:74件

法令違反および違反の可能性が高い事項

◆助言事項:120件

法令違反には至らないが改善した方がよいと判断される事項

環境リスクの低減のために改善を検討することが望ましいと判断される事項

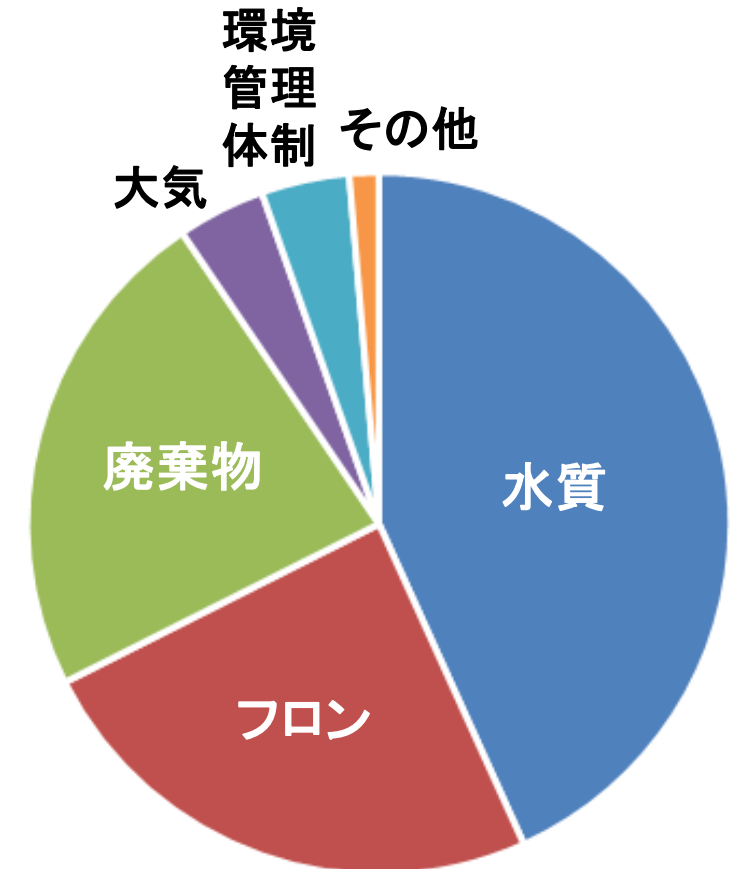
◆推奨事項:14件

環境リスクや環境負荷低減のための優れた取組

4. 令和7年度の指導事項等内訳

◆指導事項の内訳

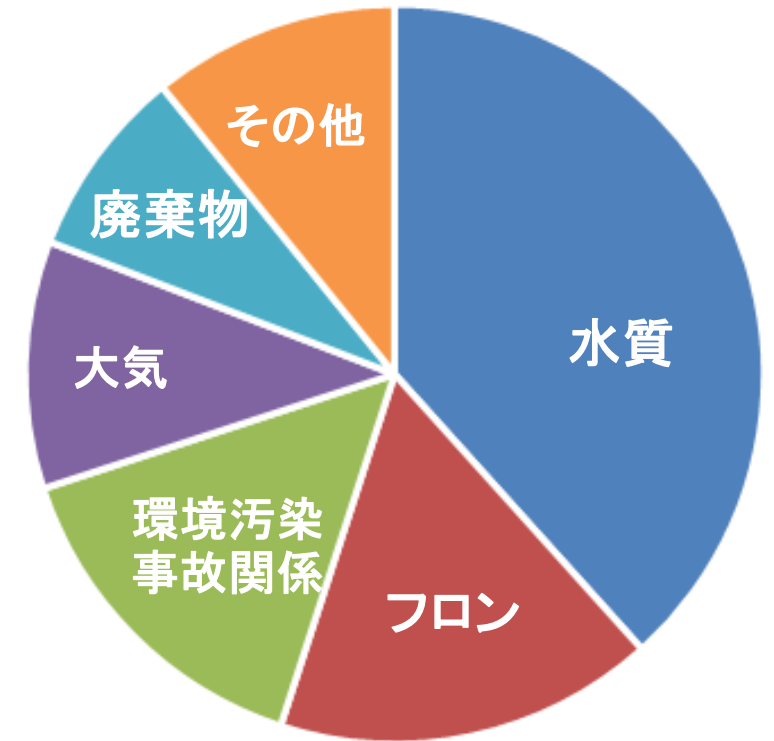
指導事項	件数
水質関係 (届出漏れ、排出水の測定、有害物質使用特定施設の構造基準・点検等)	32
フロン関係 (第一種特定製品の簡易点検、定期点検等)	18
廃棄物関係 (保管基準、マニフェスト交付等状況報告)	17
大気関係(届出漏れ等)	3
環境管理体制(公害防止管理者)	3
その他	1



4. 令和7年度の指導事項等内訳

◆助言事項の内訳

助言事項	件数
水質関係 (立入調査票の記載内容修正、排水自主検査記録等)	46
フロン関係 (簡易点検記録、機器一覧表等)	20
環境汚染事故関係 (事故対応資材、訓練の実施、緊急連絡体制等)	18
大気関係(自主測定等)	13
廃棄物関係(掲示板等)	10
その他(土壌関係、事業者行動計画書関係)	13



5-1. 指導事項事例①(届出漏れ(水質関係))

① 届出漏れ(水質関係)

- 施設の更新
- 条例施設の届出漏れ

例. 78 □ プラスチック製品製造業
の用に供する成型施設
81 イ 理化学実験検査施設

- 使用薬品の変更
- 排水量、排水経路の変更
- 代表者名の変更

設置届、廃止届

間接冷却水のみを使用であつても届出対象となる可能性あり

法律の特定施設である「71-2 研究、試験、検査の業務のように供する施設」に該当しなくても、滋賀県では条例の施設として、届出対象となる可能性があるので注意が必要

構造等変更届

氏名等変更届

5-1. 指導事項事例①(届出漏れ(水質関係))

◆(参考)水質に係る届出について

…工場または事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置、変更等するとき都道府県知事(環境事務所)に以下の届出が必要。※**排水水が雨水のみの場合も届出は必要**

届出の種類	契機	時期
設置(第5条)	施設を設置しようとするとき(施設の更新含む)	工事 着手 予定日の60日 前 まで
構造等変更(第7条)	施設の構造等を変更しようとするとき(設置場所の変更、使用原材料・使用薬品の変更、排水量の変更など)	
廃止(第10条)	施設を廃止したとき	廃止 後 30日以内
氏名等変更(第10条)	代表者氏名、届出者名称・住所、事業場名称・住所を変更したとき	変更 後 30日以内
承継(第11条)	施設を承継したとき	承継 後 30日以内
使用(第6条)	法令の改正により新たに規定された施設を既に設置しているとき	施設となってから30日以内

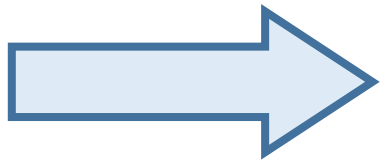
※有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設については、公共用水域への水の排出がない場合であっても届出が必要！(水濁法第5条第3項)

5-1. 指導事項事例②（排水水自主測定に関する事項）

② 排水水の自主測定に関する事項

- 自主測定が行われていなかった
- 自主測定記録が保管されていなかった
- 測定項目に漏れがあった

原因は何か??



- 事業場内の排水経路や、公共用水域につながる排水口の場所や数を把握していない。（雨水含む）
- 排水水が、何の水（製造工程、冷却水、雨水等）かを把握できていない。
- 法令に基づく排水水の測定方法を理解していない。等

5-1. 指導事項事例②（排水水自主測定に関する事項）

◆(参考)排水水の測定について

法令に基づく排水水の測定を実施し、その記録を**3年間保存**すること
(R2.12より、電子ファイルでの保存が可能に)

- ・**対象事業者**：特定施設を設置し、排水基準の適用を受ける事業場の設置者
- ・**測定頻度**：原則**年1回以上**
- ・**測定時期**：排水水の汚染状態が**最も悪い**と推定される時期・時刻
- ・**測定項目**：特定施設に係る届出(設置・構造等変更)の
「別紙5 排水水の汚染状態」で届け出た項目

5-1. 指導事項事例②（排水水自主測定に関する事項）

別紙5 排水水に係る排水水の汚染状態および量

工場または事業場における施設番号		(例)〇〇放流口			
	種類・項目	通常	最大	通常	最大
排水水の汚染状態	(例)	(例)	(例)		
	pH	7.5	6.5-7.9		
	BOD	2.3	15.0		
	COD	3.4	12.0		
	SS	1.1	20.0		
	T-N	4.2	8.0		
	T-P	0.8	2.0		
	銅	0.02	0.1		
	ふっ素	<0.01	3.0		
鉛	<0.01	0.1			
排水水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		130	200		
その他参考となるべき事項					

5-1. 指導事項事例③(有害物質使用特定施設等に関する事項)

③ 有害物質使用特定施設等に関する事項

- 使用の方法等を定めた**管理要領**が作成されていなかった
- **定期点検**の内容に不備があった

(参考)

水質汚濁防止法(以下「法」という。)が平成 23 年6月に改正され、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、構造等に関する基準の遵守と定期点検を実施し、その記録を保存することを義務付ける新たな制度が導入された。

法第 12 条の4に基づき、水質汚濁防止法施行規則第8条の7で、使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた「**管理要領**」が明確に定められていることを求めている。

また、法第14 条第5項に基づき環境省令で定めるところにより、有害物質使用特定施設や有害物質貯蔵指定施設では、「**定期点検**」を実施し、その結果を記録し、これを保存することが必要となっている。

5-1. 指導事項事例③(有害物質使用特定施設等に関する事項)

◆(参考)有害物質使用特定施設とは

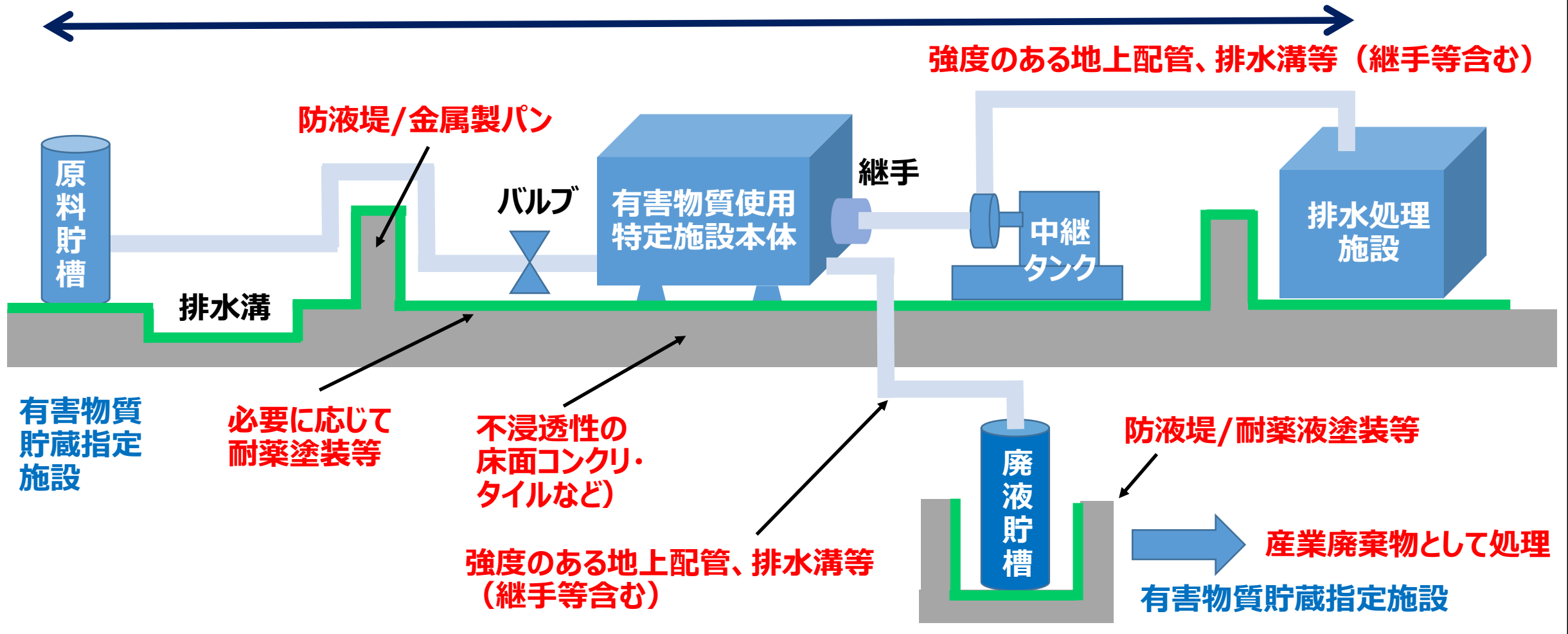
…有害物質を、その施設において製造し、使用し、または処理する特定施設



1	カドミウム及びその化合物	15	1,2-ジクロロエチレン
2	シアン化合物	16	1,1,1-トリクロロエタン
3	有機燐化合物	17	1,1,2-トリクロロエタン
4	鉛及びその化合物	18	1,3-ジクロロプロペン
5	六価クロム化合物	19	チウラム
6	砒素及びその化合物	20	シマジン
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	21	チオベンカルブ
8	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	22	ベンゼン
9	トリクロロエチレン	23	セレン及びその化合物
10	テトラクロロエチレン	24	ほう素及びその化合物
11	ジクロロメタン	25	ふっ素及びその化合物
12	四塩化炭素	26	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物
13	1,2-ジクロロエタン	27	塩化ビニルモノマー
14	1,1-ジクロロエチレン	28	1,4-ジオキサソ

5-1. 指導事項事例③(有害物質使用特定施設等に関する事項)

適用範囲：構造基準遵守（原料タンクから排水処理まで・廃液貯槽まで）・定期点検要



5-1. 指導事項事例③(有害物質使用特定施設等に関する事項)

◆(参考)管理要領について

記載すべき内容	(例)
① 有害物質を含む水等を扱う作業の方法	地下に浸透したり、周囲に飛散・流出したりしないよう注意して作業する。等
② 設備の作動状況の確認および適切な運転のための措置	有害物質を使用している機器や配管について、バルブ等の閉め忘れや弛みがないことを事前に確認した上で稼働させる。等
③ 有害物質を含む水が漏えいした場合の措置	すぐに補給を中止する。 漏えいした有害物質の有害性、取扱いの注意、廃棄する場合の留意点などについてSDS等で確認し、適切に処理する。等
④ 使用の方法に関する点検の方法及び回数	年に1度、現場監督者が各担当者の作業手順についての確認を行う。等

【参考】環境省「地下水汚染未然防止のための管理要領等策定の手引き」(H27年)

環境省HP:<https://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012.html>

5-1. 指導事項事例③(有害物質使用特定施設等に関する事項)

◆(参考)定期点検について

構造基準の適用範囲

- 施設本体
- **床面および周囲**
- 地上配管
- 地下配管
- 排水溝等
- 地下貯蔵施設

	内容		A基準		B基準	
構造等基準	①-1	不浸透材による構造の床面 必要に応じて、耐性被覆の床面	●※			
	①-2	流出防止の防液堤等	●※			
	②	床下から容易に目視確認できる		●		
	③-1	施設本体が床面に接して設置され、施設本体の下部に点検可能な空間がない			●	
	③-2	施設本体の接する床面が①-1に不適合、施設本体の下部以外が①に適合			●	
	③-3	漏えい検知設備			●※	
	④-1	施設本体が床面から離して設置				●
	④-2	施設本体の下部が①-1に不適合、施設本体の下部以外が①に適合				●
定期点検	1)-1	床面のひび割れ、被覆の損傷、その他の異常の有無	1回/年		1回/年	1回/年
	1)-2	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1回/年		1回/年	1回/年
	2)	漏えいの有無		1回/月		
	3)-1	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷、その他の異常の有無			1回/年	1回/年
	3)-2	漏えい等の有無			1回/月	1回/月*

※:同等以上の構造の代替が可能
*:同等以上の点検の代替が可能

↑目視により容易に確認できる場合

5-1. 指導事項事例③(有害物質使用特定施設等に関する事項)

◆(参考)定期点検について

定期点検記録
① 点検を行った有害物質使用特定施設等
② 点検年月日
③ 点検の方法および結果
④ 点検を実施した者および点検実施責任者の氏名
⑤ 点検の結果に基づいて補修等の措置を講じた時の当該措置の内容

→記録を3年間保存

- 有害物質使用特定施設/有害物質貯蔵指定施設の定期点検の記録は3年に限らず保存しておくことが望ましい。
- 有害物質の使用履歴(使用場所や期間等)に関する情報の把握、整理、引き継ぎが大切。
 - 将来、土壤汚染対策法等に基づく土壤汚染状況調査を実施することとなった場合、調査対象物質や調査地点の絞り込み等に有用な情報となる。

5-1. 指導事項事例④(第一種特定製品の管理)

④ 第一種特定製品の管理

- 工場・事業場に設置されている第一種特定製品の台数が把握できていなかった
- 第一種特定製品の点検を実施していなかった、点検義務を知らなかった
- 簡易点検記録が作成されていなかった
- 簡易点検項目に漏れがあった

5-1. 指導事項事例④(第一種特定製品の管理)

- 第一種特定製品・・・業務用のエアコンおよび冷蔵・冷凍機器であって、冷媒としてフロン類が使用されているもの

- 簡易点検: **すべての第一種特定製品**について、3ヶ月に1回以上の頻度で目視等の確認を実施
- 定期点検: **一定規模以上の第一種特定製品**について、十分な知見を有する者による点検を実施
- 点検記録は機器の**廃棄後3年間保管**が必要

圧縮機を駆動する電動機の定格出力

	エアコンディショナー			冷蔵・冷凍機器	
	7.5kW未満	7.5kW以上 50kW未満	50kW以上	7.5kW未満	7.5kW以上
簡易点検	○	○	○	○	○
定期点検	×	○ (3年に1回以上)	○ (1年に1回以上)	×	○ (1年に1回以上)

5-1. 指導事項事例④(第一種特定製品の管理)

◆(参考)簡易点検記録簿

フロン排出抑制法に基づく第一種特定製品の「簡易点検」記録簿						(例示:法定の様式はないため、必要に応じて利用可能です)									
第一種特定製品の管理者の氏名又は名称		法人にあっては、実際に管理に従事する者の氏名	管理者氏名			備考									
第一種特定製品の所在		型式番号等	機器が特定できる情報			設置年月日									
冷媒として充填されているフロン類の種類	R -	(CFC・HCFC・HFC)	充填されているフロン類の量(初期充填量)	フロンの種類と充填量			機器の種類	エアコンディショナー・冷蔵機器/冷凍機器							
						圧縮機を駆動する電動機の定格出力	kW								
						点検の頻度	<table border="1"> <tr> <td>定期</td> <td>法定上 要しない</td> <td>3年に 1回以上</td> <td>1年に 1回以上</td> </tr> <tr> <td>簡易</td> <td colspan="3">すべての機器で、3か月に1回以上</td> </tr> </table>	定期	法定上 要しない	3年に 1回以上	1年に 1回以上	簡易	すべての機器で、3か月に1回以上		
定期	法定上 要しない	3年に 1回以上	1年に 1回以上												
簡易	すべての機器で、3か月に1回以上														
点検実施年月日	点検を行った者の氏名	検査を行う事項				点検の結果	備考								
		異常音 異常振動	外観の損傷、摩 耗、腐食及びさび その他の劣化	油漏れ	熱交換器への 霜の付着	(冷蔵・冷凍機器の場合) 冷蔵又は冷凍等の用に供され ている倉庫、陳列棚その他の 設備における貯蔵又は陳列す る場所の温度	フロンの漏えい 又は故障等の有無 (有の場合はその概 要)	<ul style="list-style-type: none"> 点検時の備考を記載 専門点検を行ったときはその旨を記載 その他 							
						℃									
						℃									
						℃									
						℃									
						℃									
		有・無	有・無	有・無	有・無	℃									

- 点検年月日
- 点検者氏名
- 点検項目
- 点検結果

- 異常音・異常振動
- 外観の損傷・劣化等
- 油漏れ
- 霜の付着
- 温度(冷蔵・冷凍機器のみ)

5-1. 指導事項事例⑤(廃棄物に関する事項)

⑤ 廃棄物に関する事項

- 産業廃棄物保管場所に法令で定める掲示板が設置されていなかった
- 掲示板の記載内容が消えかけていた
- 掲示板に記載された廃棄物の種類が法令に従って適切に記載されていなかった
- 産業廃棄物管理票交付等状況報告書について、運搬先の住所や許可番号に誤りがあった

5-1. 指導事項事例⑤(廃棄物に関する事項)

◆(参考)保管基準のうち掲示板に関する内容

- 1)見やすい箇所に掲示板を設けること。
- 2)縦・横それぞれ60センチメートル以上であること。
- 3)次に掲げる事項を表示したものであること。
 - ・産業廃棄物保管場所である旨
 - ・保管する産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)
- 4)保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先
- 5)屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合は、高さ

5-1. 指導事項事例⑤(廃棄物に関する事項)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (年度)

滋賀県知事

年 月 日

報告者

住所

必ず「トン」にて記載

許可証を十分に確認し、桁数に注意して記載する

運搬受託者の事務所所在地ではなく、処分場所もしくは積替保管場所の住所を記載する

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称				業 種					
事業場の所在地				電話番号					
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1									
2									
3									

収集運搬業者は、積み込み先と積み降ろし先のそれぞれの許可が必要になるが、報告書に記載いただくのは積み込み先を所管する行政庁からの許可番号を記載する

5-2. 助言事項事例

◆助言事項事例

- 環境事故対応資材の準備や対応手順書の作成、周知
- 緊急時連絡網に県環境事務所、市環境担当課の連絡先を記載
- 想定される環境事故に対応した訓練の実施
- 排水口の場所、排水経路の把握
- 排水自主検査記録について、計量証明書や保管用ファイルに基準値を記載し、確認者が押印するなど、自主検査結果に問題がないことを常に確認できる管理体制の検討

5-2. 助言事項事例 緊急時における備えの重要性

事故対応資材・機材の動作確認

⇒ 劣化、燃料切れ、故障の有無確認

事故対応資材・機材は適切な場所に配備

⇒ リスクの高い場所に

事故対応資材・機材の準備（オイルマット、土のう、ひしゃく、ドラム缶、水中ポンプ等）

⇒ 自社に見合った物品

訓練を定期的実施

⇒ 対応手順書の読み合わせや警報の発報確認も訓練の1つ

環境事故を想定した対応手順書の作成

⇒ 想定外がないように

構内の排水経路および放流先水路の把握と表示

⇒ 担当者不在でわからないということがないように

**「事故は発生する」
として備えが必要**

環境事故発生時の連絡先一覧表（社内、消防、市町、県）を作成し、従業員に周知
⇒ 必要な場所に掲示

まずは速やかに

一報をお願いします

5-2. 助言事項事例 事故対応訓練の実施

実訓練以外に下記内容を検討

- ・事故対応手順書・マニュアルの読み合わせ
- ・手順書・マニュアル通りにできるかの確認
- ・警報の発報確認
- ・資材の取扱方法確認・劣化調査
- ・土のう積み練習
- ・電動・エンジン機器の動作確認テスト
- ・消防・避難訓練と合同で実施

(応用編)

- ・事業場の環境リスクを網羅した訓練
- ・習熟度ごとに異なる訓練
- ・夜間や休日の訓練
- ・抜き打ちでの訓練

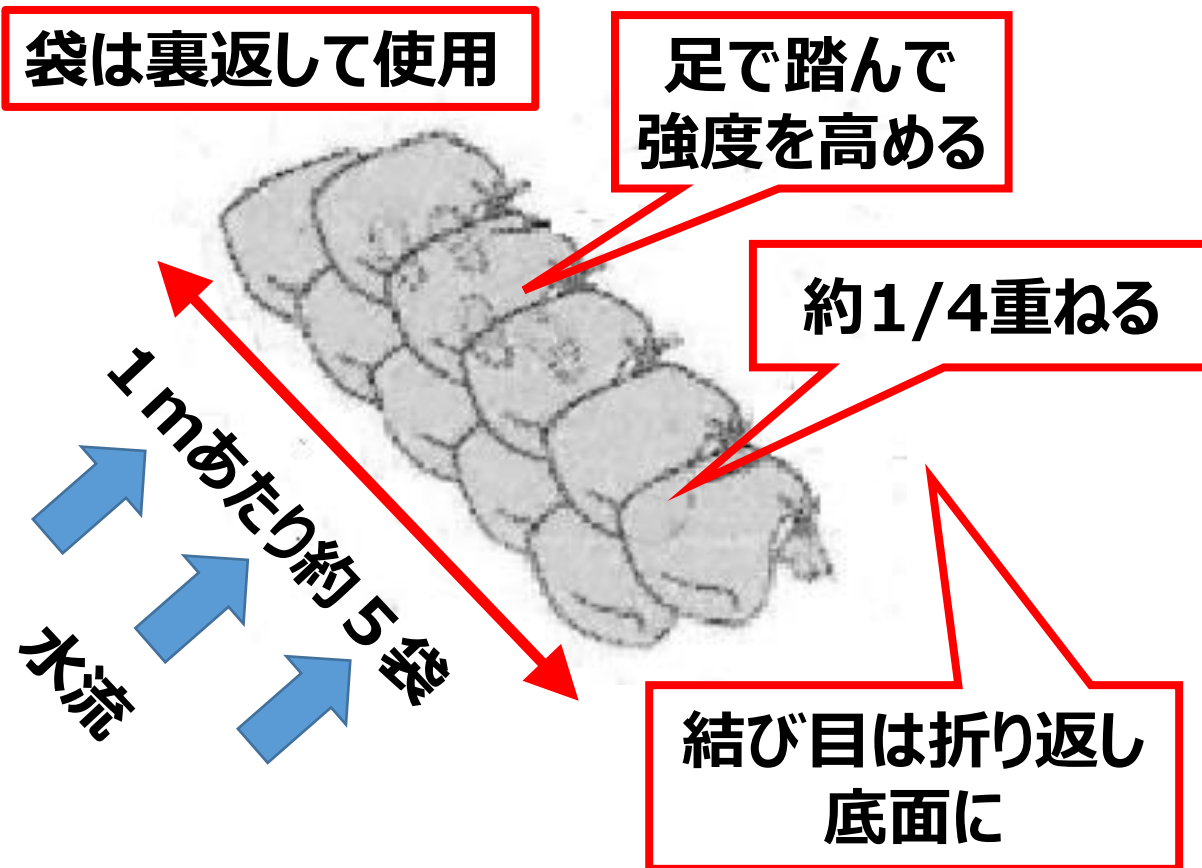
訓練記録の保管

日時、参加者氏名、訓練内容、写真
訓練参加者の理解度、訓練評価、
不具合箇所の是正等

必ず記録を残す！

5-2. 助言事項事例 土のう積み例・土のう袋の種類

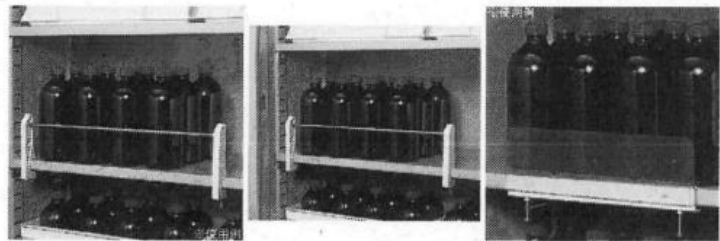
土のう積み例



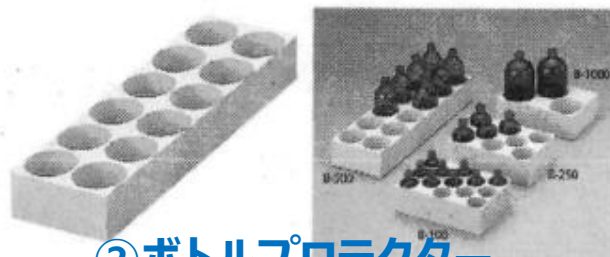
特殊な土のう袋

- ・排水溝の形状に見合った四角形の土のう袋
- ・水を吸収して膨らむ土のう袋
- ・紫外線（UV）対応の土のう袋

5-2. 助言事項事例 薬液・廃液保管場所の管理



① ボトルストッパー

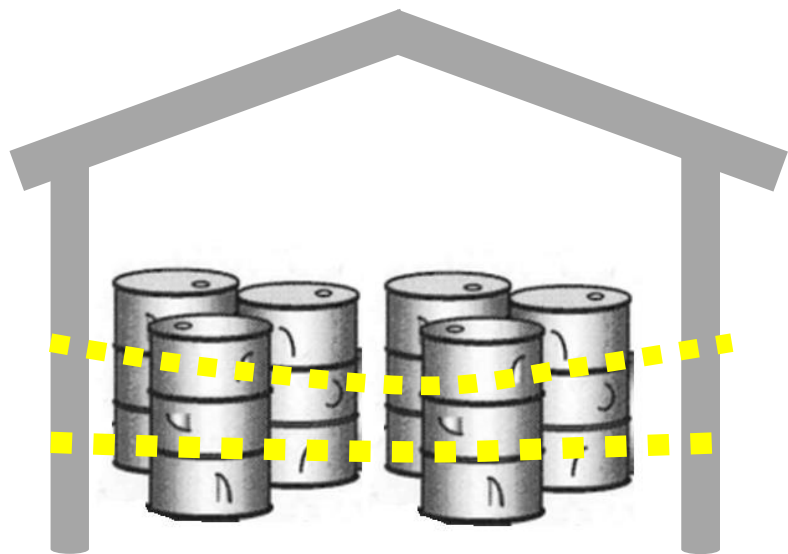


② ボトルプロテクター

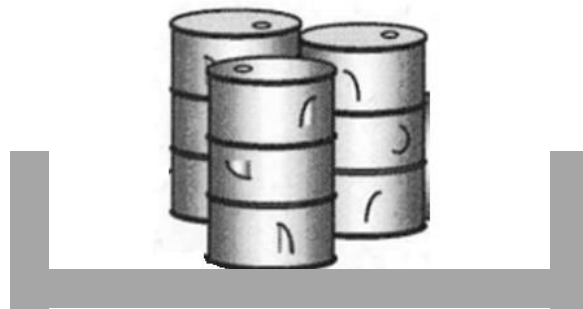


③ 転倒防止具（底面に磁石）

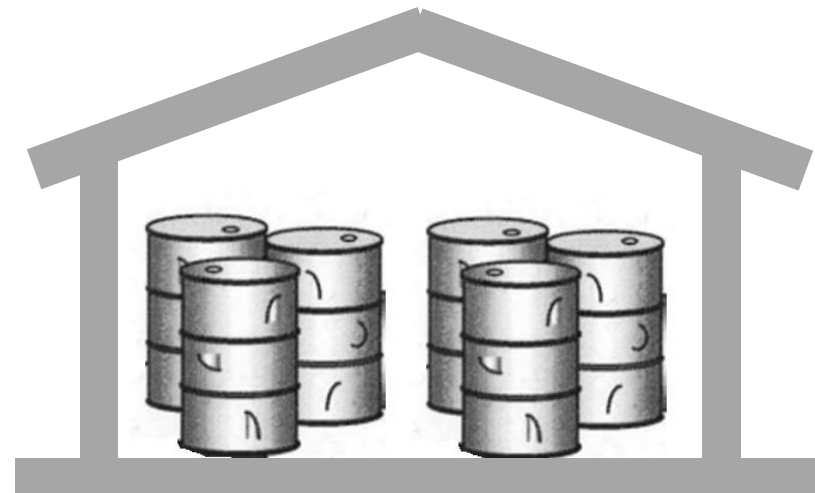
薬品棚に転倒防止対策①～③



ドラム缶に転倒防止対策



内容積に見合った受け皿



屋内または雨が当たらない場所に保管



土壤に浸透しない場所に保管

6. 推奨事項の事例紹介

◆令和7年度の推奨事項の内訳

推奨事項	件数
環境保全活動 (CO ₂ 削減、用排水量削減、フロンレス化対策等)	9
廃棄物関係 (廃棄物の減容化、淡海エコフオスター活動等)	4
環境事故リスク低減活動 (パトロールの実施等)	1

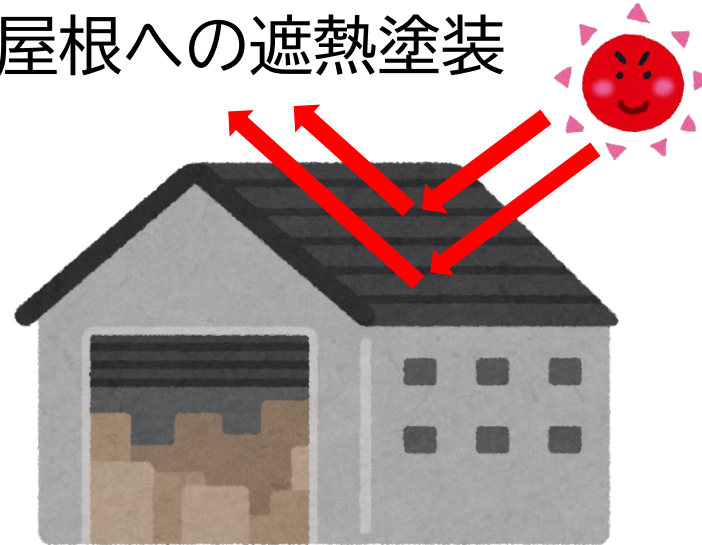
6. 推奨事項の事例紹介

◆工場の省エネ化

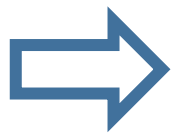
・太陽光発電の導入



・屋根への遮熱塗装



・熱処理炉の外壁、天井部、扉部、ファン廻り等に断熱材を設置



放熱量:10%削減

ガス料金:1,000千円/円削減

CO2排出量:50t-CO2/年削減

6. 推奨事項の事例紹介

◆ 圧縮空気使用量削減による電力削減

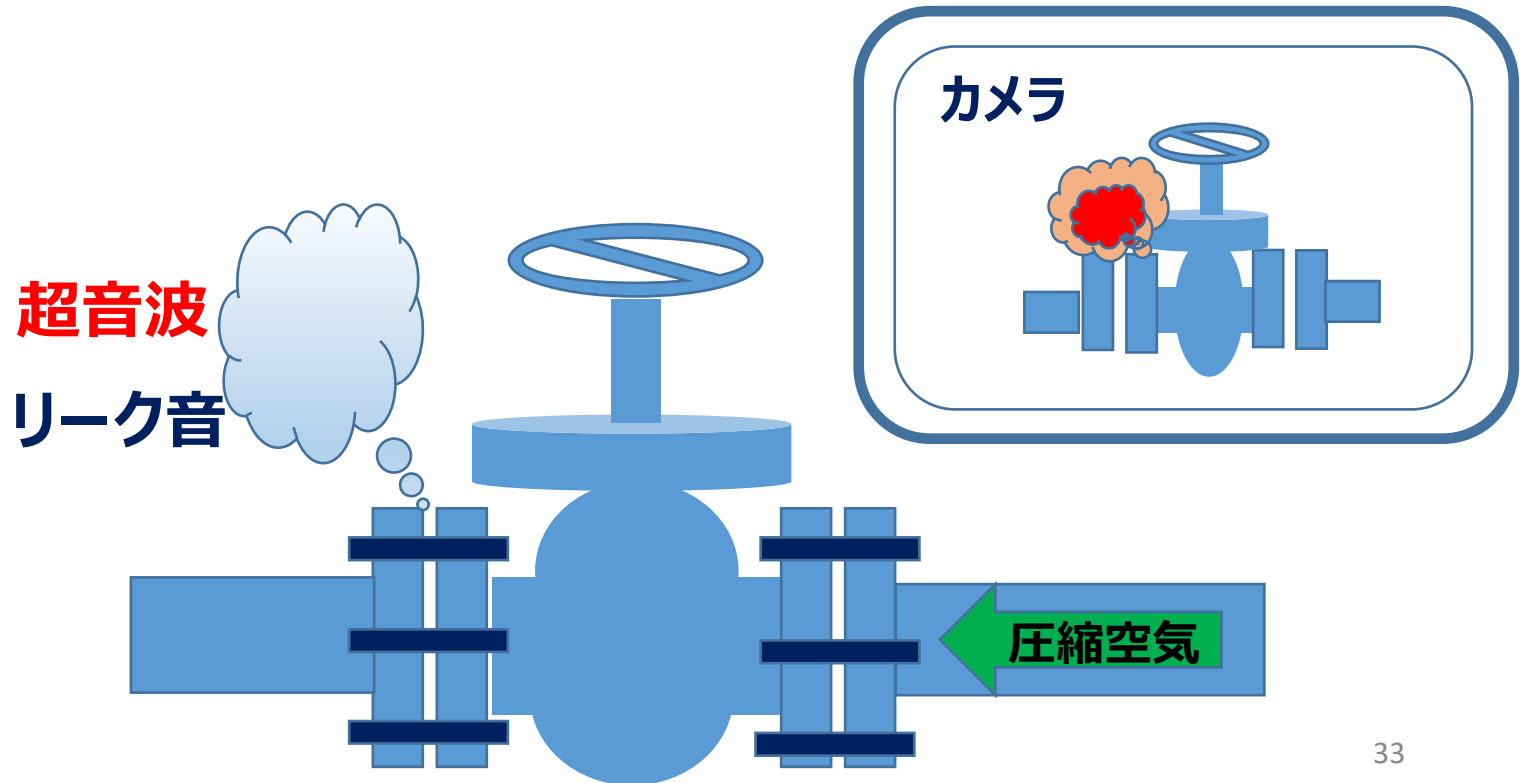
- ・生産装置の駆動用として**エア**は**必要不可欠**である
- ・工場設置後もほとんどメンテナンスすることも少なく、継手部、電磁弁周辺、レギュレータ、水抜き器等からの**エア**漏れがあっても見過ごしているケースが多い

<原理>

- ・漏れ箇所はリーク音（可聴音）と超音波が発生

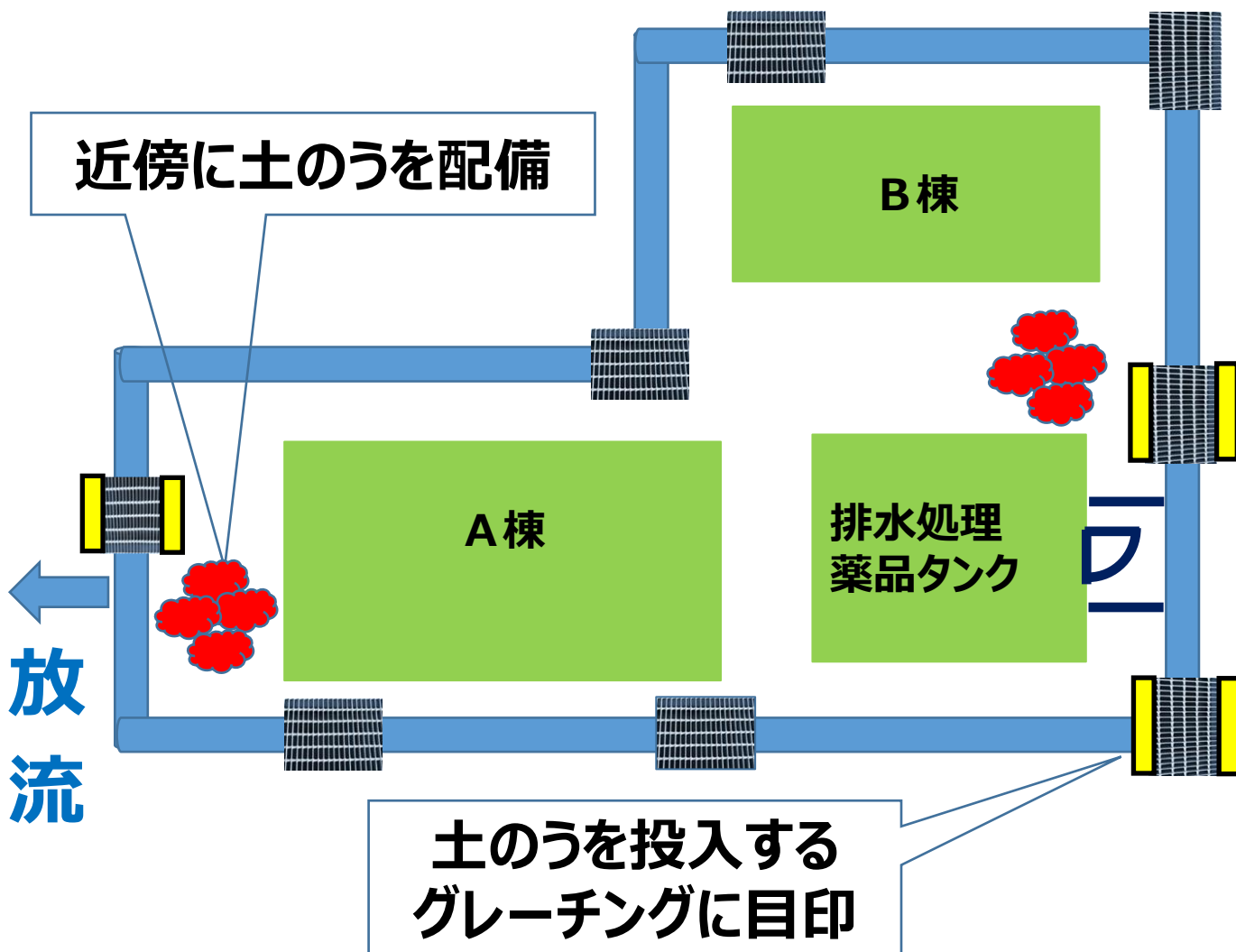


- ・超音波の強さを色分けした画像をカメラ画面上に重ね、見える化を行う
- ・詳細場所の特定は、人が音と触手により確認し修理を行う

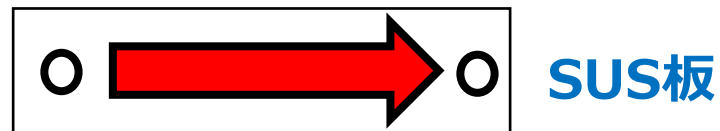


6. 推奨事項の事例紹介

◆ 土のう投入箇所・流れ方向の目印例



・グレーチングに流れ方向の矢印板を設置



・グレーチングにペイントしにくい場合は、道路に矢印をペイント

・排水系統ごとに矢印を色分け

青色：処理水・雨水

赤色：工程排水

黄色：下水排水など

・グレーチング等に放流口番号を記入

ご清聴ありがとうございました